

学校管理運営規定

(1) 東京都立大島海洋国際高等学校管理運営規程

第1条 (目的)

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立大島海洋国際高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2条 (事案決定)

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3条 (校長)

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4条 (副校長・舎監長)

- 1 副校長・舎監長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長・舎監長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5条 (主幹教諭)

- 1 主幹教諭は、校長及び副校长を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6条 (指導教諭)

- 1 指導教諭は、生徒の教育をつかさどる。
- 2 指導教諭は、教諭その他の教員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7条 (主任教諭及び主任養護教諭)

主任教諭及び主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8条 (経営企画室長)

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9条 (校務分掌組織)

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、その一部を置かないことができる。

- 1 分掌 以下の分掌(部)を置き、業務内容は次のとおりとする。

(1) 教務部

教育課程の管理・運営・研究、在籍の管理、研修の立案・管理、
情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項、その他関連事項

(2) 生活指導部・保健部

生活指導、生徒会・部活動・ホームルーム活動、その他関連事項
定期及び臨時の健康診断、生徒の健康に関する指導、その他関連事項

(3) 進路指導・キャリア教育部

進路に関する基礎的能力の育成、進学・就職に関する指導、進路情報の収集と提供、高大連携事業、
その他関連事項

- (4) 総務部
式典行事の企画・運営、広報活動と学校ホームページの企画・管理・運営、学校要覧・マリタイムの作成、図書館、その他関連事項
- (5) 寄宿舎部
寄宿舎における生活指導、寄宿舎運営事項、その他関連事項
- (6) 海洋・実習船部
海洋教育に基づく大島丸の安全・安定運航を遂行するため海洋・実習船部を置く。
- (7) 國際部
留学生の業務、異文化理解教育・体験学習の企画運営・研究実践、国際航海学習の内容の構築、学習発表会、その他関連事項
- (8) 学年部
各学年は担任・副担任、学年担当ハウスマスターで構成する。

2 学年

第1学年、第2学年、及び第3学年を置く。

3 教科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、家庭、外国語及び国際、水産・学校設定教科「海洋政策」科目「海洋国際」の各教科を置く。国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、外国語、海洋(水産)に教科会及び教科主任を置く。

4 企画調整会議

校務を円滑かつ効果的に遂行するために企画調整会議を置く。(詳細は第10条に定める。)

5 職員会議

校長が、学校運営の方針の周知、職員の意見聴取、職員等の相互の連絡を図るために職員会議を置く。
(詳細は第11条に定める。)

6 舎監会議

寄宿舎運営を円滑かつ効果的に遂行するために連絡・調整・情報交換の場として舎監会議を置く。

7 主幹会議

学校運営を円滑かつ効果的に遂行するために、各分掌の監督・調整の場として主幹会議を置く。

8 委員会

以下の委員会を置き、業務内容は次のとおりとする。ただし、入学選抜委員会と教科書選定委員会は教務部が、学校保健委員会は保健部がその業務を包括する。

- (1) 防災教育推進委員会
災害の予防や対策についての企画・立案、生徒の安全に関わる教育を外部委員と連携し、総合的に企画・立案・推進を行う。
- (2) 学校施設委員会(省エネ委員会を兼ねる)
 - ・施設、設備の保全、管理、運用の企画、立案(視聴覚教育・コンピュータ教育の施設・設備を含む)
 - ・本校の組織的な省エネ活動の徹底及び教職員の自主性・自発性に基づき行う省エネ活動の促進を行う。
- (3) 安全衛生委員会
安全衛生に関わる企画・立案・推進を行う。

- (4) 業者選定委員会
業者の選定に関する検討、立案を行う。
 - (5) 開放事業運営委員会
公開講座や施設開放についての企画、立案を行う。
 - (6) ケース委員会（いじめ対策委員会、アレルギー対策委員会を兼ねる）
 - ・生徒の特別なケースの対応、指導の立案を行う。
 - ・いじめ防止への取り組みを実効的に行う。
 - (7) 教科書選定委員会
本校の教育課程に位置付けた教科・科目の次年度における教科書・附則9条本等の選定業務を行う。
 - (8) 「人間と社会」委員会
東京都設定教科「人間と社会」に関わる企画、立案、推進を行う。
 - (9) 教育課程委員会
本校の教育課程の見直し、選択科目の設置および調整を行う。
 - (10) 学校保健委員会
学校保健計画の立案と実施に関する事を、校内関係者及び校医、学校歯科医等と行う。
 - (11) オリンピック・パラリンピック教育推進委員会
2020年東京オリンピック・パラリンピックに関する事前教育に関する検討・推進を行う。
 - (12) 情報処理指導主任（ICTリーダー）委員会
本校の教職員が使用する TAIMS 端末及び校内サーバ・成績等管理サーバ教育用 ICT 機器及びノートパソコン等の管理、情報化推進・セキュリティ対策・機器の利用促進についての実務を行う。
 - (13) 学科改編委員会
本校の学科改編に伴う業務、都との連絡・調整を行う。
- 9 学校運営連絡協議会　　学校運営に資するために学校運営連絡協議会を設置し、事務局を置く。
- 10 部活動の指導
教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の顧問及び部活動指導員等が行う。
- 11 情報セキュリティ及び個人情報保護
情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部及び情報処理指導主任委員会の所掌とする。
- 12 その他
校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10条（経営企画室組織）

経営企画室の事務は、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11条（企画調整会議）

- 1 目的
企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営計画に基づき、円滑かつ効果的な学校運営を推進するために以下のことを行う。
 - (1) 学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整
 - (2) 各分掌組織間の連絡調整
 - (3) 職員会議の議題の整理
 - (4) その他校長が必要と認める事項
- 2 構成員
校長、副校長、舎監長、経営企画室長、教務主任、生活指導・保健部主任、進路指導・キャリア教育部主

任、総務部主任、海洋科・実習船部主任、寄宿舎部主任、国際部主任、各学年部主任、学校運営連絡協議会事務局長及び経営企画室長とする。ただし、校長が必要と認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開 催

定例会は、原則として週1回開催する。

5 招 集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 記録・司会

校長が司会及び記録者を選任する。記録者は会議の要旨を会議録として取り纏め、会議終了後直ちに会議録を副校長に提出し、副校長は会議の要旨が正確に記載されているかを確認する。

7 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12条（職員会議）

1 目 的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が必要と認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開 催

定例会は、原則として月1回開催する。

5 招 集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会・記録

校長が司会及び記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を副校長に提出し、副校長は会議の要旨が正確に記載されているかを確認する。

7 運 営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。ただし、校長が緊急と認めた場合は、この限りではない。

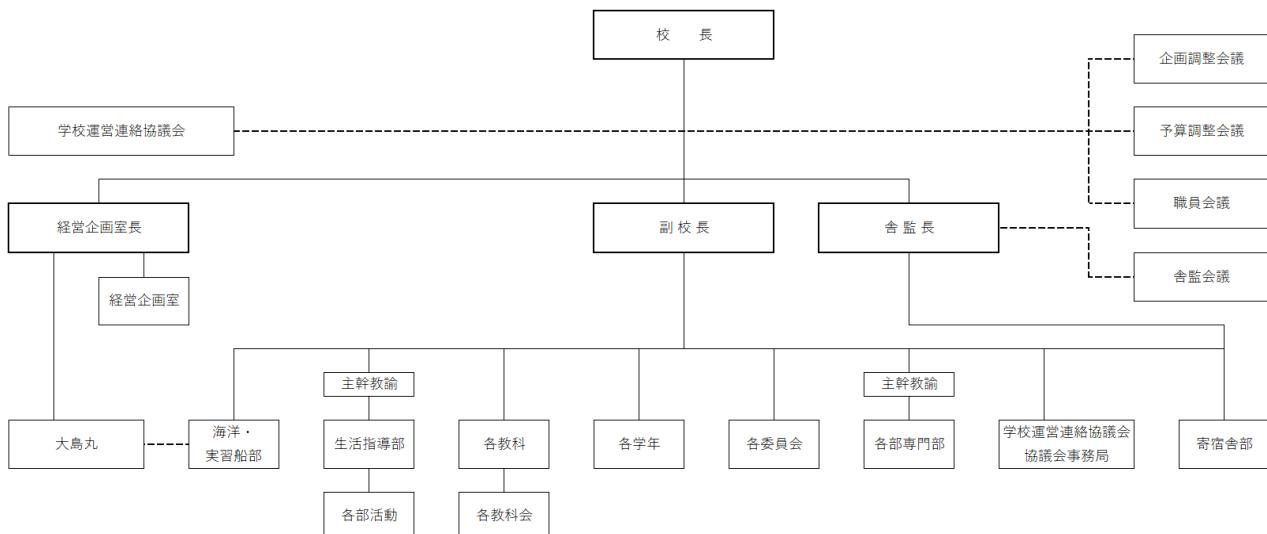
(2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13条（教科会）

教科主任を置く教科に教科会を置き、月2回以上開催する。

第14条（分掌組織図）

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15条（人 事）

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16条（予 算）

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第17条（校内規定）

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18条（情報開示）

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

- 附 則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則3 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則4 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則5 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則6 この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則7 この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則8 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則9 この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。